

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第43条第1項の規定により</p> <p>の許可を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>藤枝市長 様</p> <p>(建築確認申請の建築主、連名の場合はすべて記載)</p> <p>許可申請者 住所</p> <p>氏名 (印)</p> <p>電話番号 - -</p>		<p>建築物 第一種特定工作物</p> <p>の</p> <p>新築 改築 用途の変更 新設</p> <p>(該当を で囲む)</p>	<p>手数料欄</p>
1	<p>建築物を建築しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在・地番・地目は登記簿謄本のとおり記入</li> <li>・ 面積は登記面積と実測面積(道路後退のあるときは後退前・後退後の実測面積)を記入</li> <li>・ 用途 (一戸建専用住宅、店舗併用住宅など)</li> </ul>	
2	<p>又は新設しようとする第一種特定工作物の用途、規模、構造、棟数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模 (建築面積、各階床面積、延床面積)</li> <li>・ 構造 ( 造、階建) 棟</li> </ul>	
3	<p>改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途</p>	<p>(用途変更の場合のみ記載必要)</p> <p>(平成 年第 号許可による分家住宅など)</p>	
4	<p>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物、又は新設しようとする第一種特定工作物が、法第34条第1号から第10号まで、又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令 裏面記載例を参照</li> <li>・ 理由 裏面記載例を参照</li> </ul>	
5	<p>その他の必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他法令の許認可の状況 (農地法、河川占用許可、道路工事承認など)</li> </ul>	
<p>受付番号</p>		<p>平成 年 月 日 第 号</p>	
<p>許可に付した条件</p>			
<p>許可番号</p>		<p>平成 年 月 日 第 号</p>	

備考 1 欄は記載しないこと。

2 「その他の必要な事項」欄には、建築物の新築、改築、若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

---

【1】 日用品の販売店舗（その他これらに類するサービス業店舗）

該当法令 : 都市計画法第34条第1号

理由 : 日用品販売店舗( ) 店舗の種類を具体的に記載する。

---

【2】 既存建築物の建替え

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 既存建築物除却後の建替え  
1.5倍を超える既存建築物の建替え  
複数敷地を利用した建替え  
戸数増加を伴う建替え  
階数増加を伴う建替え  
用途変更を伴う建替え

} 該当するものを記載する

---

【3】 既存建築物の建替えに係るやむを得ない敷地の拡大

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 既存住宅の増築のためのやむを得ない敷地の拡大  
接道の確保のためのやむを得ない敷地の拡大  
官地の払い下げに伴うやむを得ない敷地の拡大

} 該当するものを記載する

---

【4】 既存宅地の確認を受けた土地における建築

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 既存宅地の特例措置

---

【5】 分家住宅

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 農家の分家住宅  
非農家の分家住宅

} 該当するものを記載する

---

【6】 既存集落内の自己用住宅

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 既存集落内の自己用住宅

---

【7】 既存宅地の確認を受けていない土地における建築

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 既存集落内の宅地の利用

---

【8】 収用対象事業

該当法令 : 政令第36条第1項第3号ホ

理由 : 収用移転に係る代替え建築物